

公立大学法人埼玉県立大学におけるeラーニング教材に関する著作権等の取扱規程

平成22年4月1日

規程第72号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「本学」という。）において教育用として使用する目的で創作されたeラーニング教材及びその利用許諾に関する取扱いについて、著作権法（昭和45年法律第48号）に定めるもののほか、本学において必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程においてコンテンツとは、本学に勤務し、教育研究に従事する職員（以下「教職員」という。）が、本学において教育用として使用する目的で創作したeラーニング教材をいう。

(著作権者)

第3条 コンテンツの著作権は、創作した教職員（以下「著作権者」という。）に帰属する。

(利用の許諾)

第4条 著作権者は、次の各号に該当するコンテンツを作成した場合、その号に限り、本学に対し利用（単位互換科目としての利用を含む。）を無償で許諾するものとする。

- 一 印刷物の作成・無料配布
- 二 CD-ROMへの複製・無料配布
- 三 サーバーへの蓄積・送信
- 四 ホームページへの掲載
- 五 その他本学において必要とする利用

(利用許諾期間)

第5条 前条の利用許諾の期間は、原則として、著作権者が本学に在職する期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学が教育上必要と認めたときは、著作権者の同意を得て期間を延長することができる。

(利用許諾に関する事務)

第6条 前2条に規定する利用の許諾に関する事務は、企画・情報担当において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、コンテンツの著作権及び利用等の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。